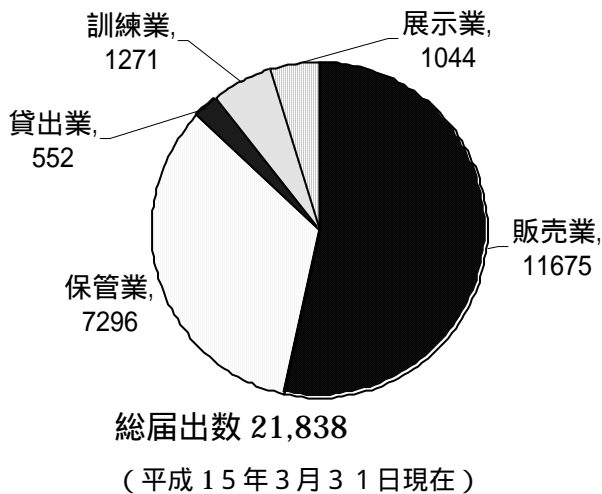


資料2 動物取扱業の実態

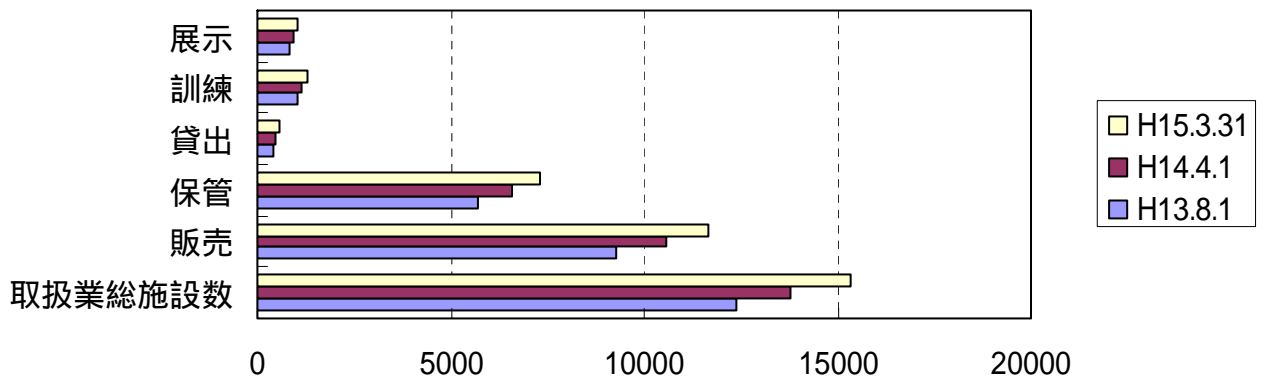
1 全般

(1) 業種別届出数



| 業種 | 業の内容 | 該当する業者の例 |
|-----|-----------------------------------|---|
| 販売 | 動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業 | 小売業者、卸売業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露店等における販売のための動物の飼養業者 |
| 保管 | 保管を目的に顧客の動物を預かる業 | ペットホテル業者 |
| 貸出し | 愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業 | ペットレンタル業者、映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者 |
| 訓練 | 顧客の動物を預かり訓練を行う業 | 動物の訓練・調教業者 |
| 展示 | 動物を見せる業 | 動物園、水族館、動物ふれあいテーマパーク、移動動物園、動物サーカス等 |

(2) 届出数の推移



2 業種別

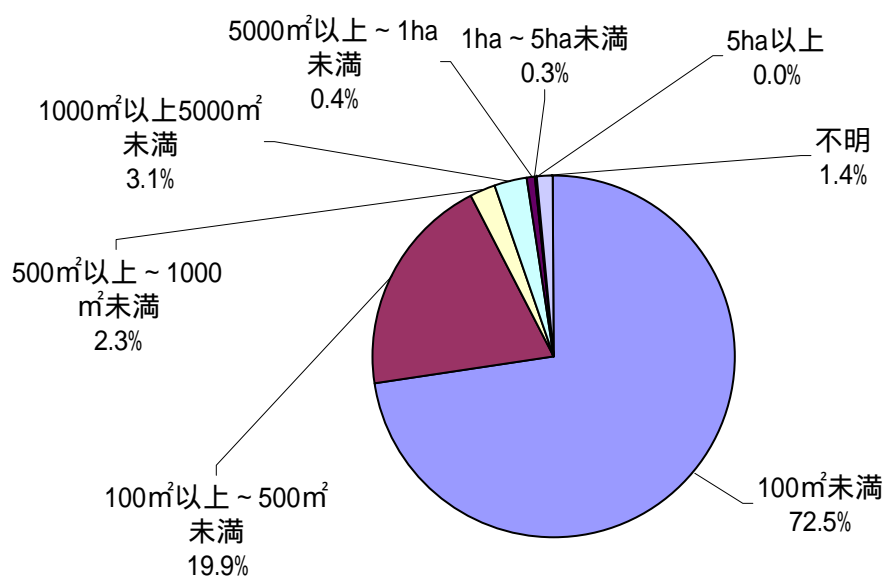
以下の統計資料は、全国のペット販売店を対象に、平成 15 年 12 月にアンケート調査を行った結果である。調査対象店数は約 1 千店（無作為抽出）、有効回答数は約 37% である。なお、有効回答数には、質問項目によって若干の差がある。

（1）販売

販売業に該当する具体的な業者は、小売業者、卸売り業者、販売目的の繁殖又は輸入を行う業者、露天等における販売のための動物の飼養業者である。

施設規模

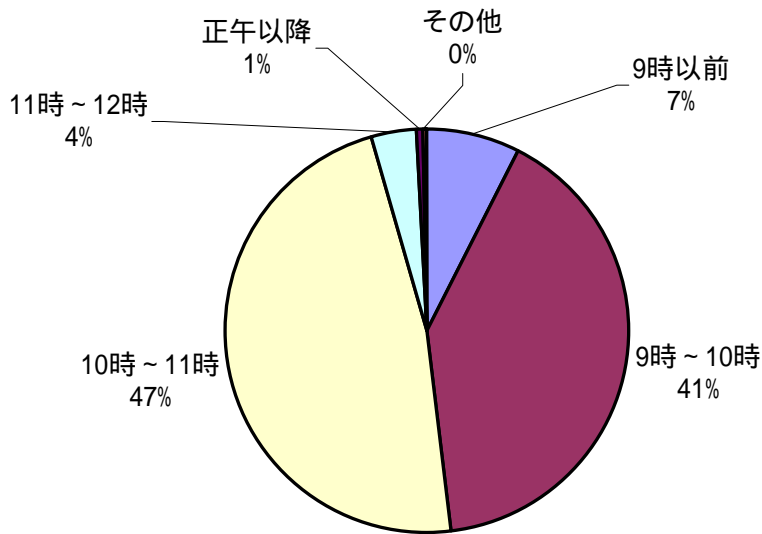
約 7 割の施設が 100 m²未満である



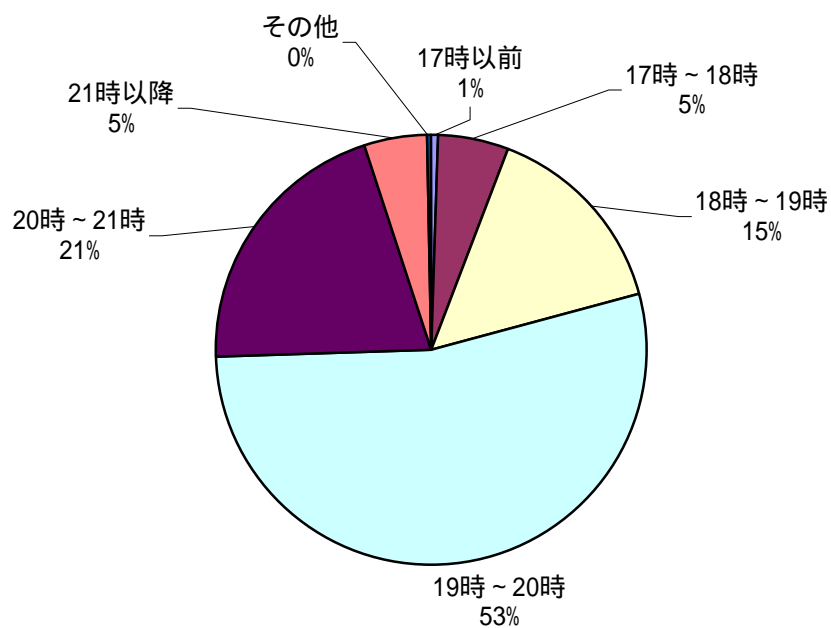
営業時間

半数の店が朝10時までに開店し、7割強の店が夜8時まで閉店。
日営業時間は、9時間～11時間の店が7割を占める。

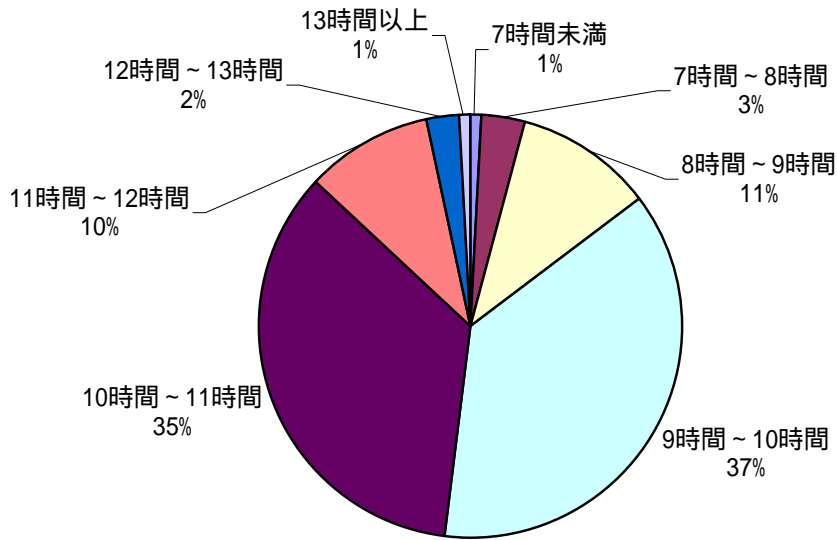
開店時間



閉店時間

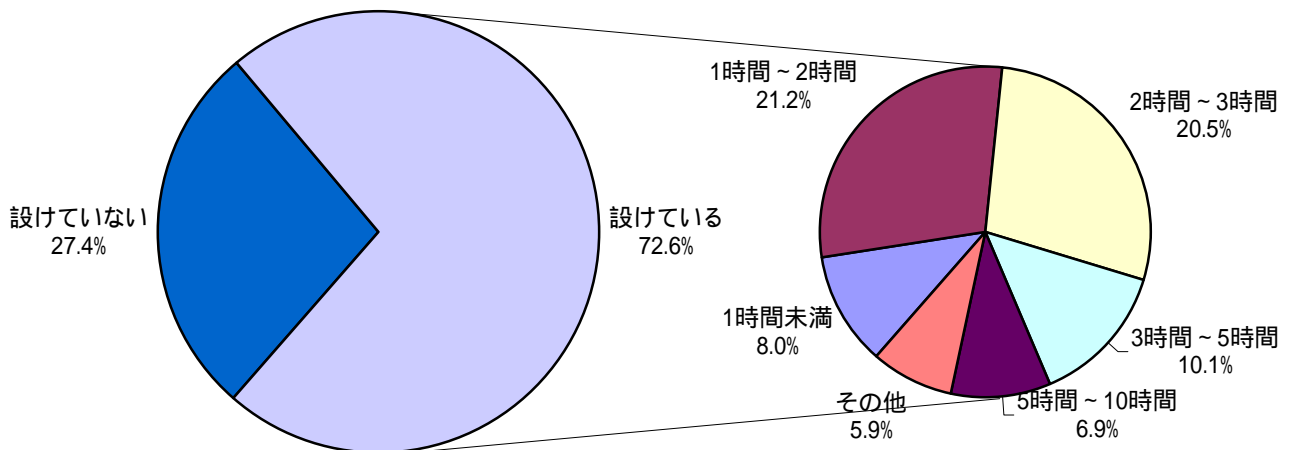


営業時間



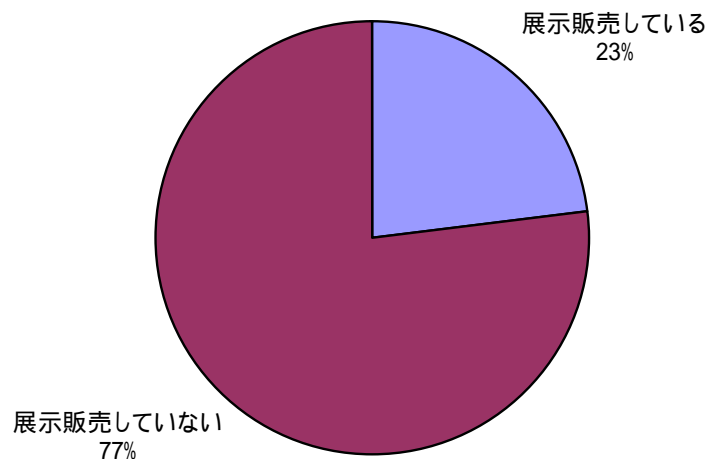
休憩や運動時間

約7割の店が、犬や猫の休息・運動時間を設けている。

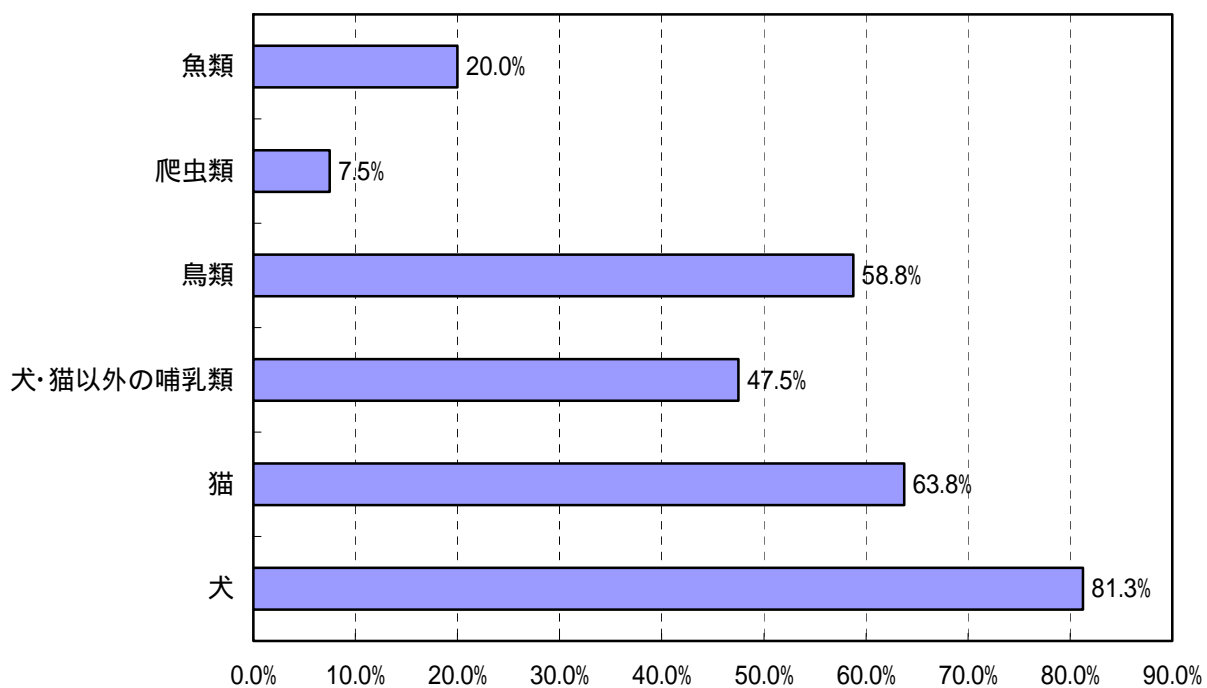


夜間（19時以降）の展示販売

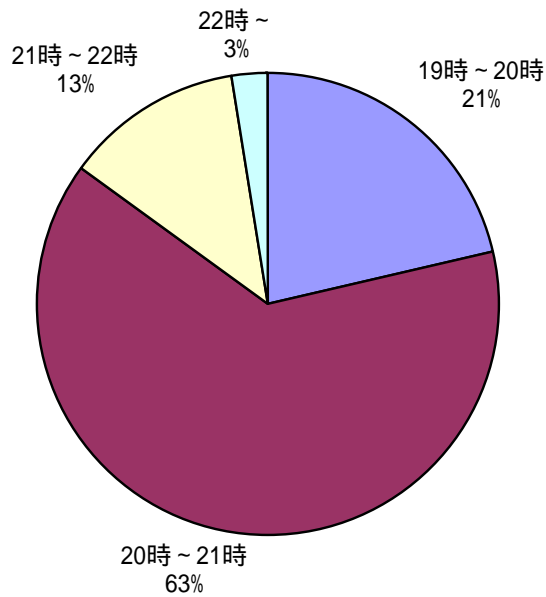
夜7時以降の夜間展示販売を行っている店は、約2割である。夜間展示の動物種は、犬が最も多い。夜間展示販売を行っている店のうち8割の店は、夜9時までに展示を終了している。



夜間展示の動物種



夜間展示の最終時刻



< 参考 >

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

第3条（動物の管理の方法等）

五ト 展示業者及び販売業者にあつては、観覧者又は顧客が飼養する動物に接触することを認める場合には、動物に過度なストレスがかからないよう、当該動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

（1）飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、その飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

第4 個別基準

2 販売

（1）展示方法

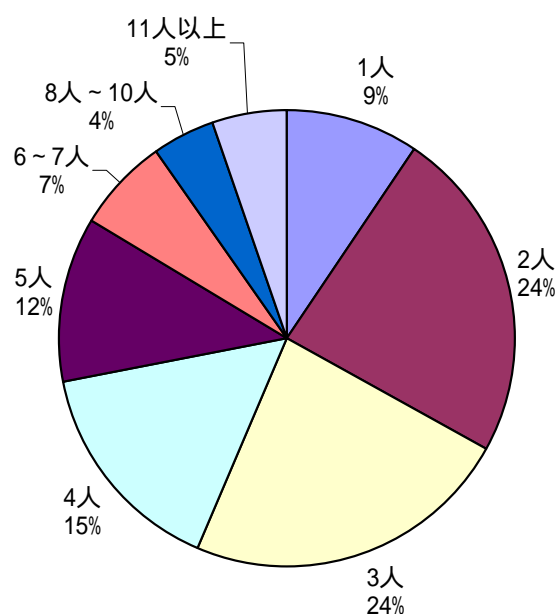
販売動物の展示に当たっては、第3の1の（2）に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする。

展示販売を行っている従業員

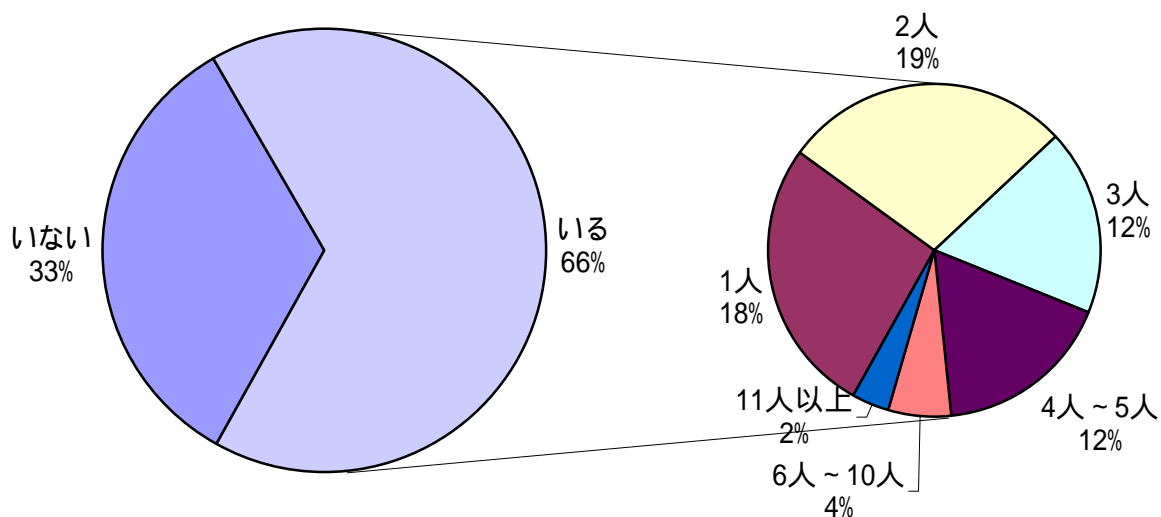
従業員が3人以下の店舗が約6割を占める。また、約7割の店が、動物関係の学校（大学、短大、専門学校）を卒業した従業員を配置している。回答を得た店の総従業員数（各店の従業員の合計）に対して、専門性を有する従業員の占める割合は約5割と推計される。

また、約9割の店舗が、購入者に対し十分な説明ができるよう従業員の研修を実施している。ほぼすべての店舗が購入者に対し、動物の適正な飼養方法等の説明を行っているが、パンフレットを用いているのは4割弱である。

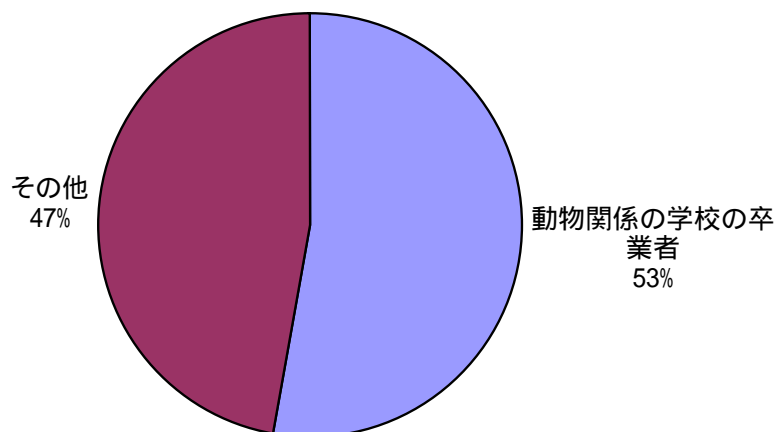
従業員数



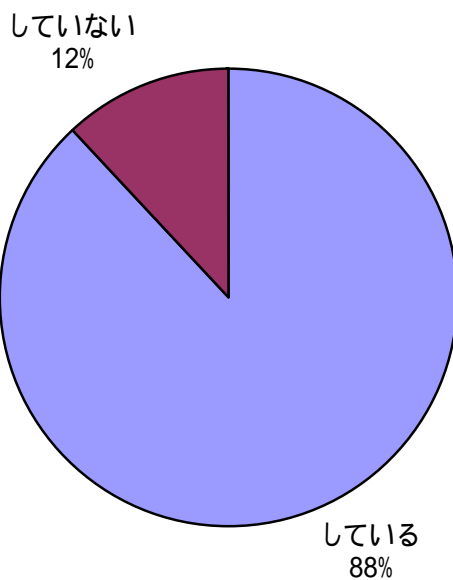
動物関係学校卒業者のいる店舗数の割合、卒業者の数



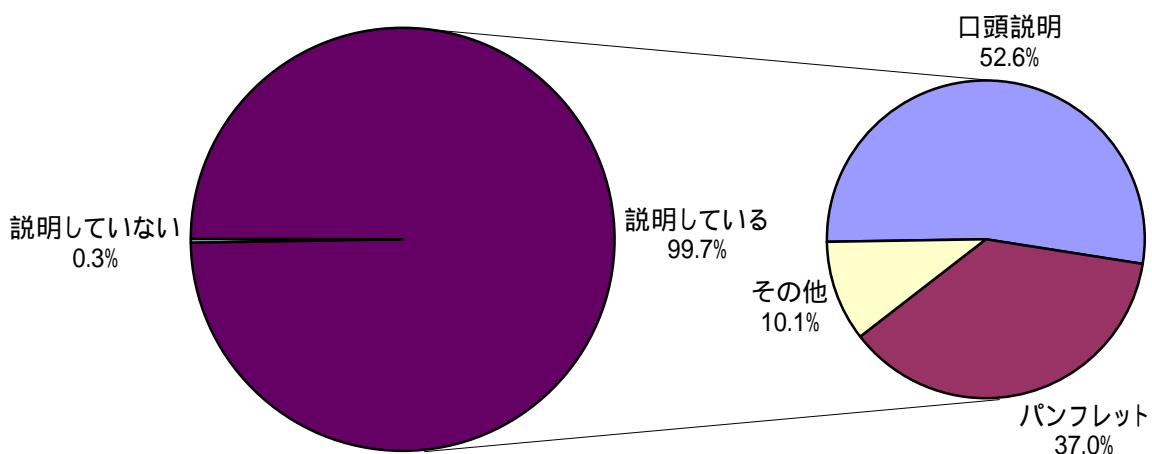
総従業員数（全店舗の合計）に占める動物関係学校卒業生の割合



従業員の研修の実施



販売時の説明



<参考> (従業員研修関係)

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

第3条(動物の管理の方法等)

四 取り扱う動物の適正な飼養及び管理の方法並びに飼養する動物に起因する感染症の疾病に関する知識を習得するとともに、動物を飼養し又は管理する従業員等に対しそれらを習得させるための措置を講ずること。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(3) 飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督下に行われるよう努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

<参考> 販売時の説明関係

動物愛護管理法

(動物販売業者の責務)

第6条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明を行い、理解させるように努めなければならない。

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

第3条(動物の管理の方法等)

五イ 販売業者にあつては、販売する動物の適正な飼養及び管理の方法並びに当該動物に起因する感染症の疾病に関する情報を講習者に提供すること。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

(3) 販売方法

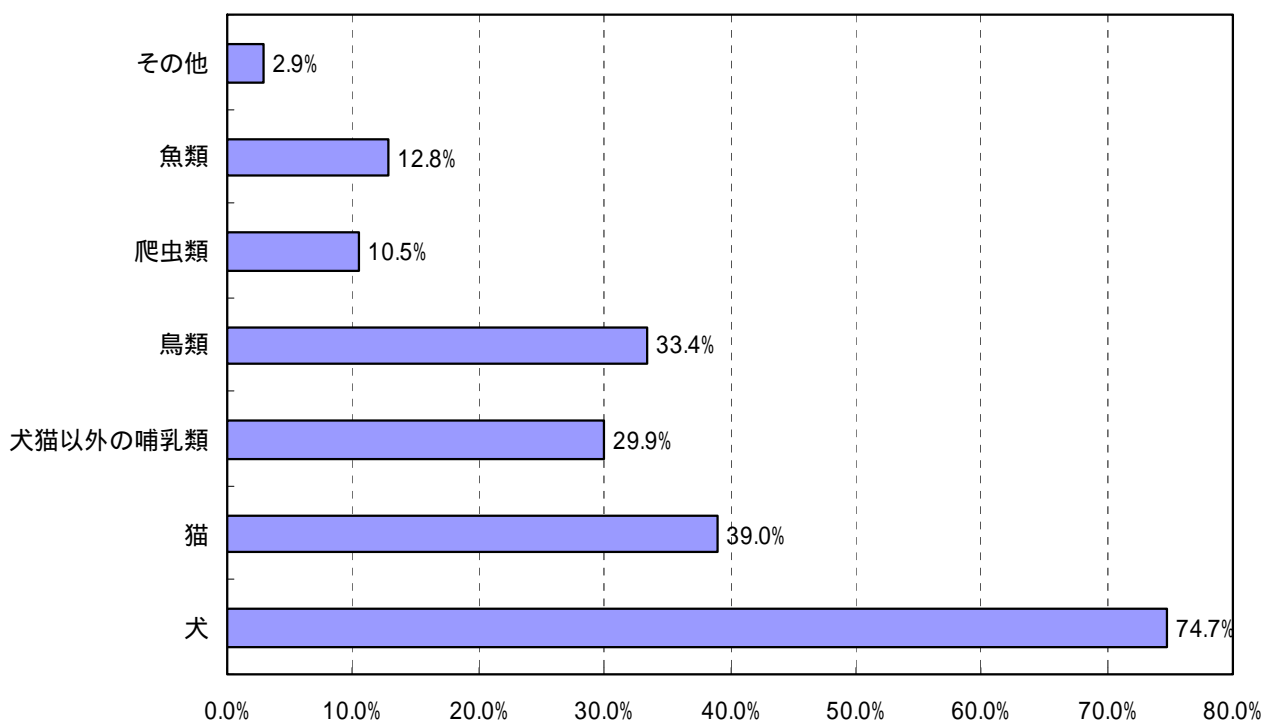
ウ 販売動物の販売に当たっては、その生態、習性、生理、適正な飼養及び保管の方法、感染性の疾病等に関する情報を提供し、購入者に対する説明責任を果たすこと。また、飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については、終生飼養がされにくい傾向にあることから、このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

販売動物の種類、仕入先

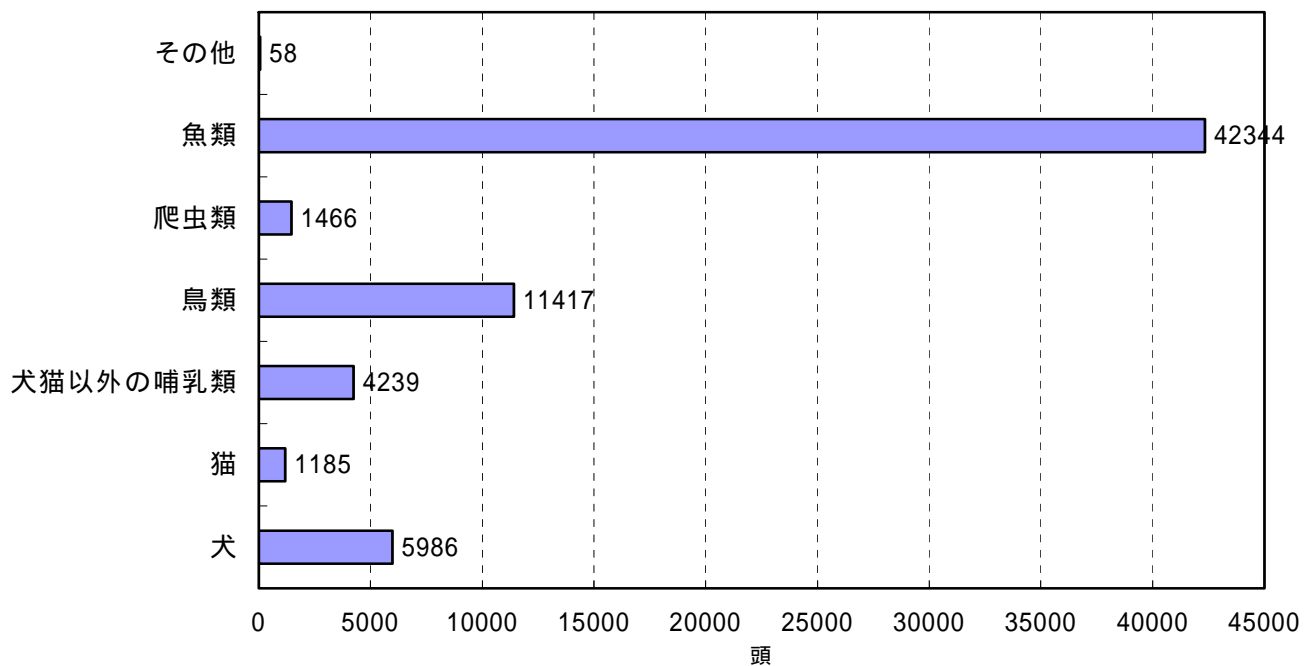
回答した全店舗のうち、犬を販売している店は75%、猫は約4割の店が販売している。販売されている動物の頭数では、魚、鳥、犬の順に多い。

卸売業者、繁殖業者から仕入れている店舗はそれぞれ半数の店であり、3分の一の店舗がせりで仕入れている（複数回答）。

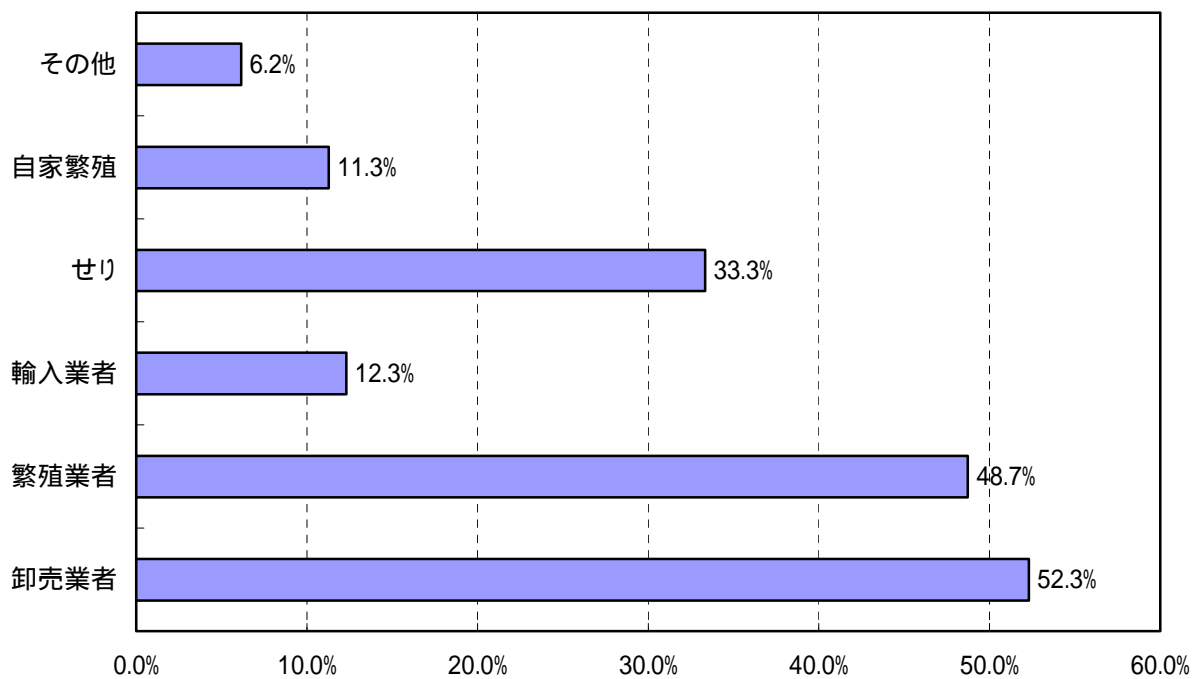
取扱っている動物種の割合



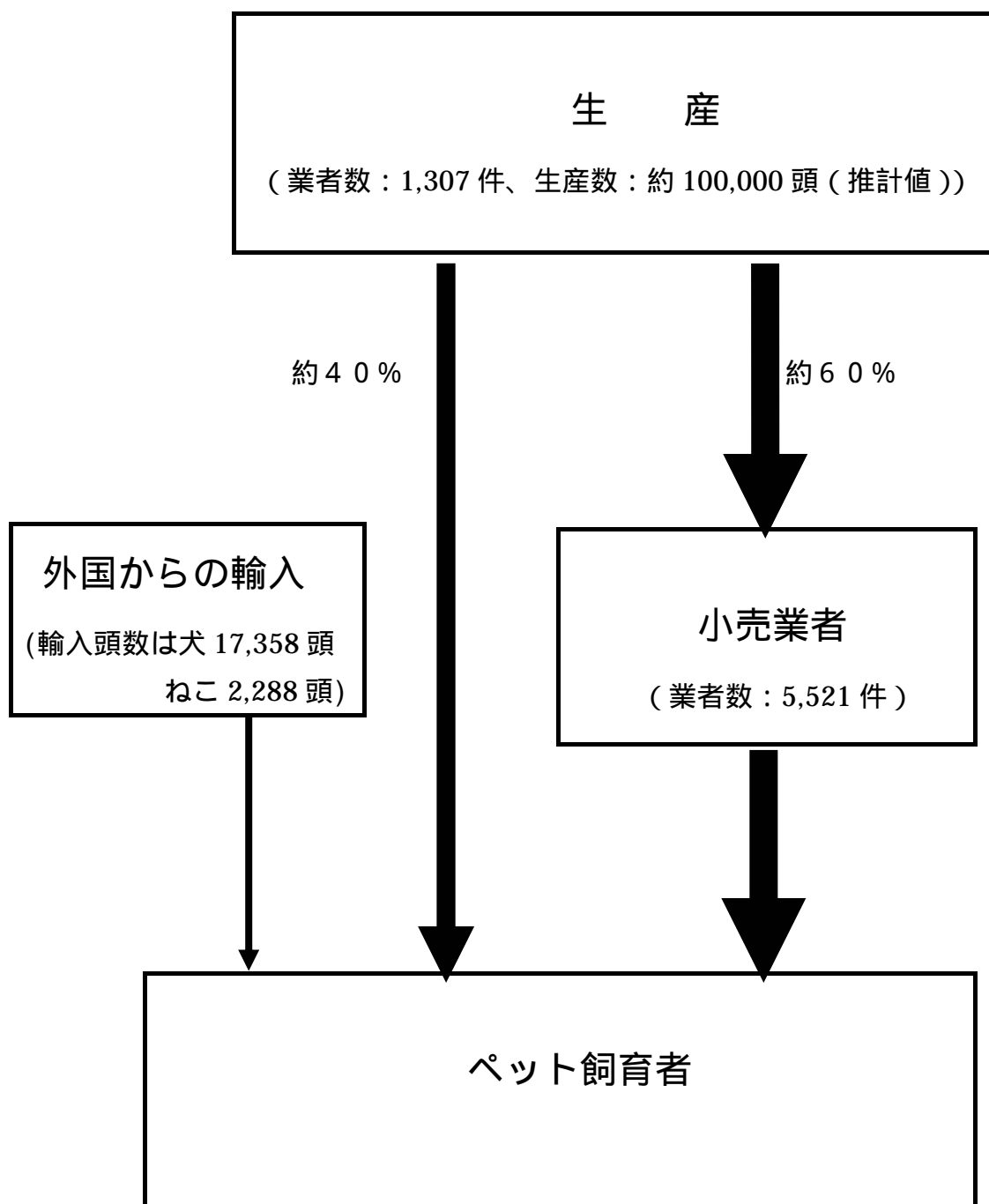
販売している動物の数（回答された延べ数）



仕入れ先

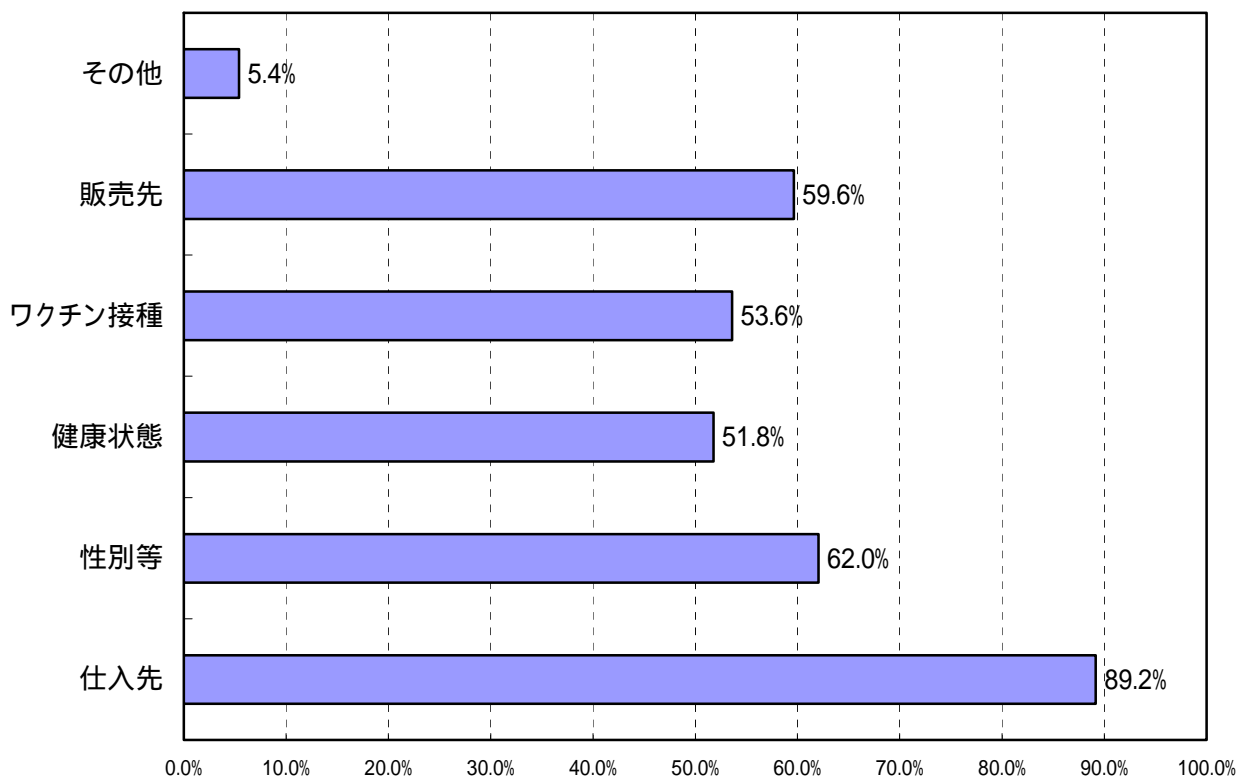


ペット（犬・ねこ）流通の模式図



業者数及び小売業者数は『ペット産業年鑑』（野生社）による。
生産数約100,000頭の内訳は、犬約90,000頭、ねこ約10,000頭
外国からの輸入頭数は「動物検疫所年報」による。なお、輸入後の用途は不明。

記録簿の記載内容



< 参考 >

展示動物の飼養及び保管に関する基準

第3 共通基準

5 動物の記録管理の適正化

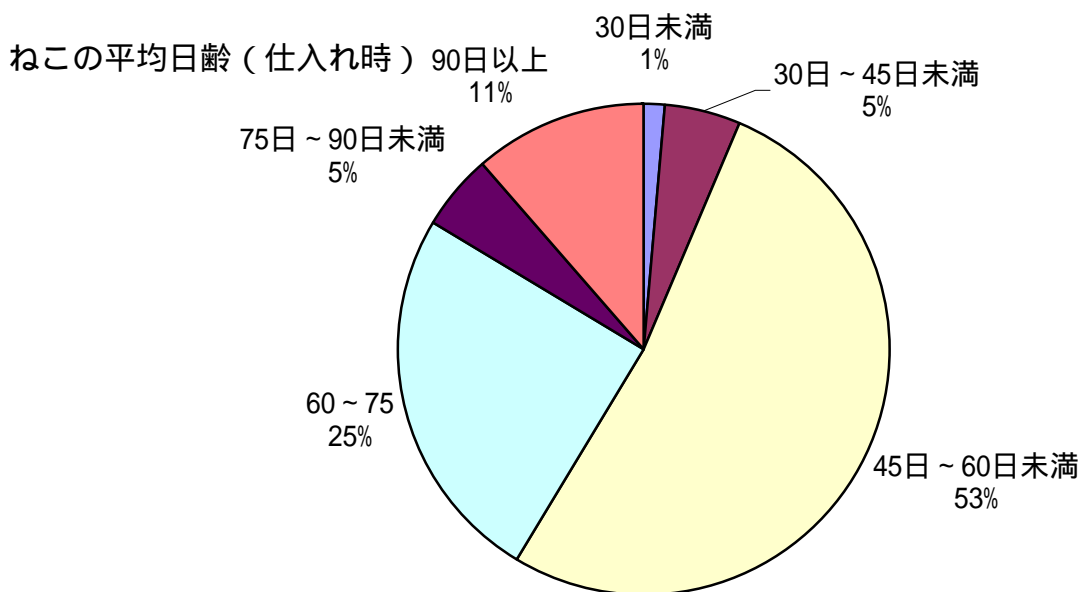
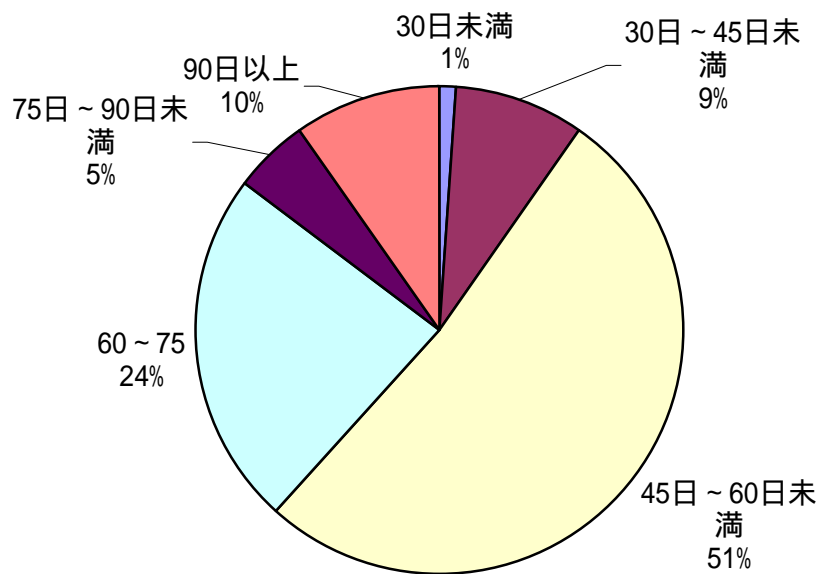
管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うよう努めること。

販売動物の健康管理等

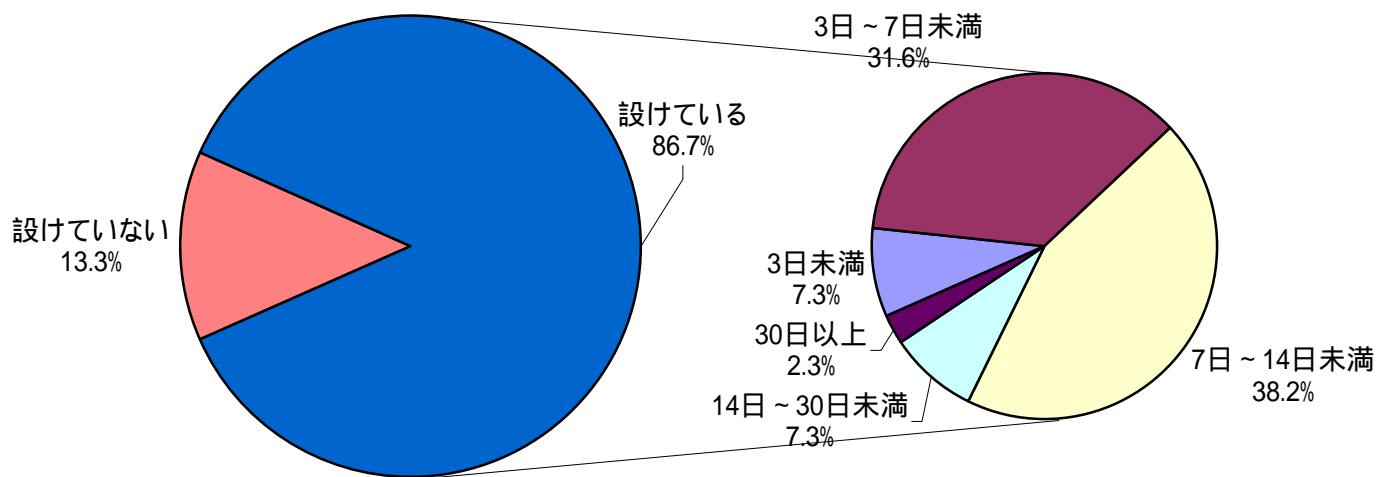
各店舗での平均的な仕入れ時の日齢については、犬、猫とも半数の店舗が45日～60日未満と回答している。また、約9割の店舗が、仕入れてから店頭販売するまでに健康確認の期間を設けている。

いつでも相談できる獣医師がいると答えた店舗は98%であり、ワクチン接種を行っている店舗は全体の約9割であった。

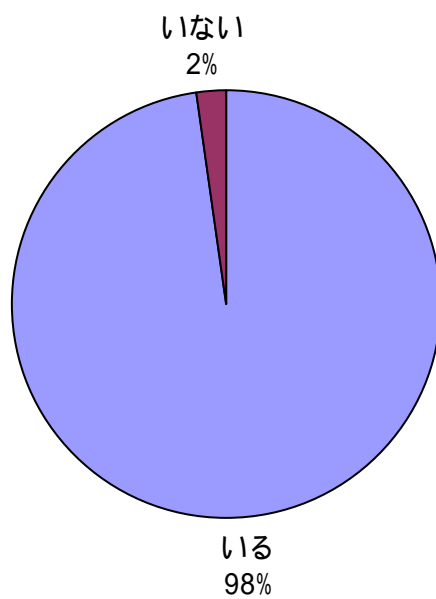
犬の平均日齢（仕入れ時）



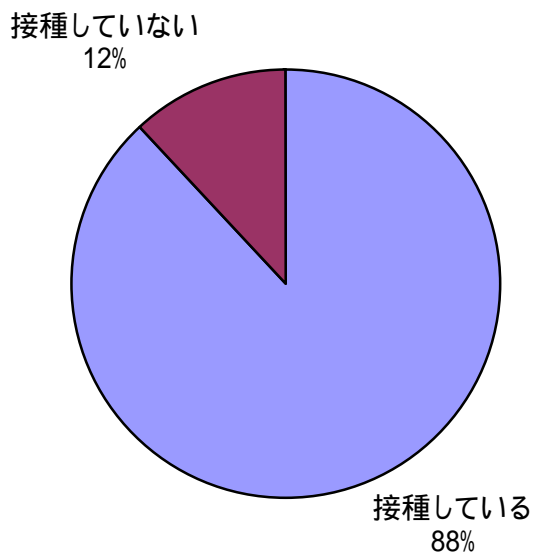
健康状態の確認



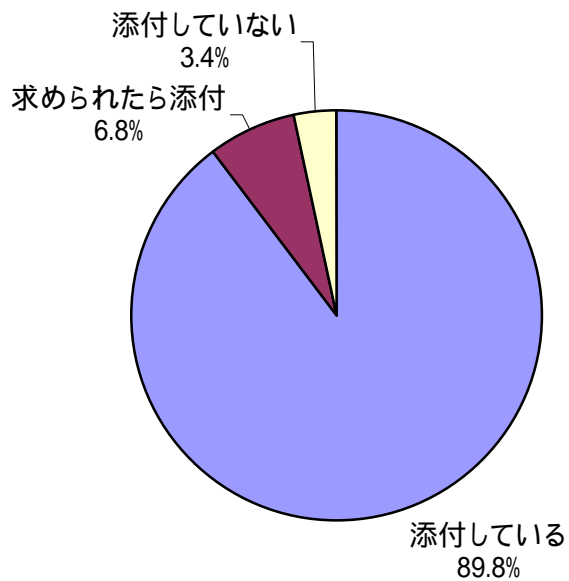
相談できる獣医師の有無



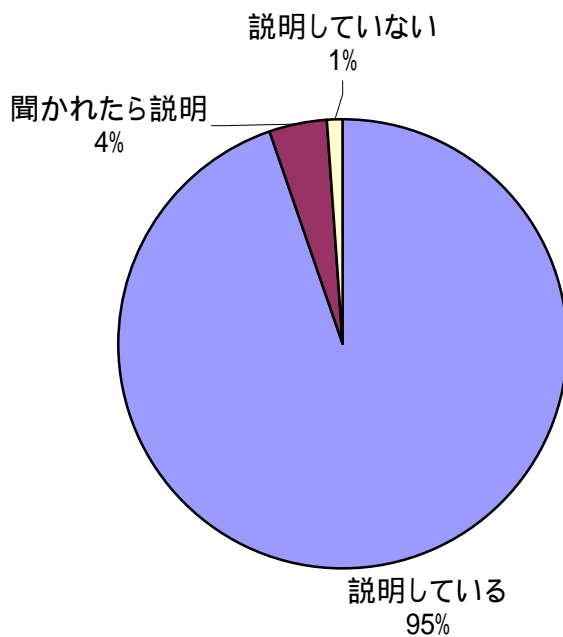
ワクチン接種の有無



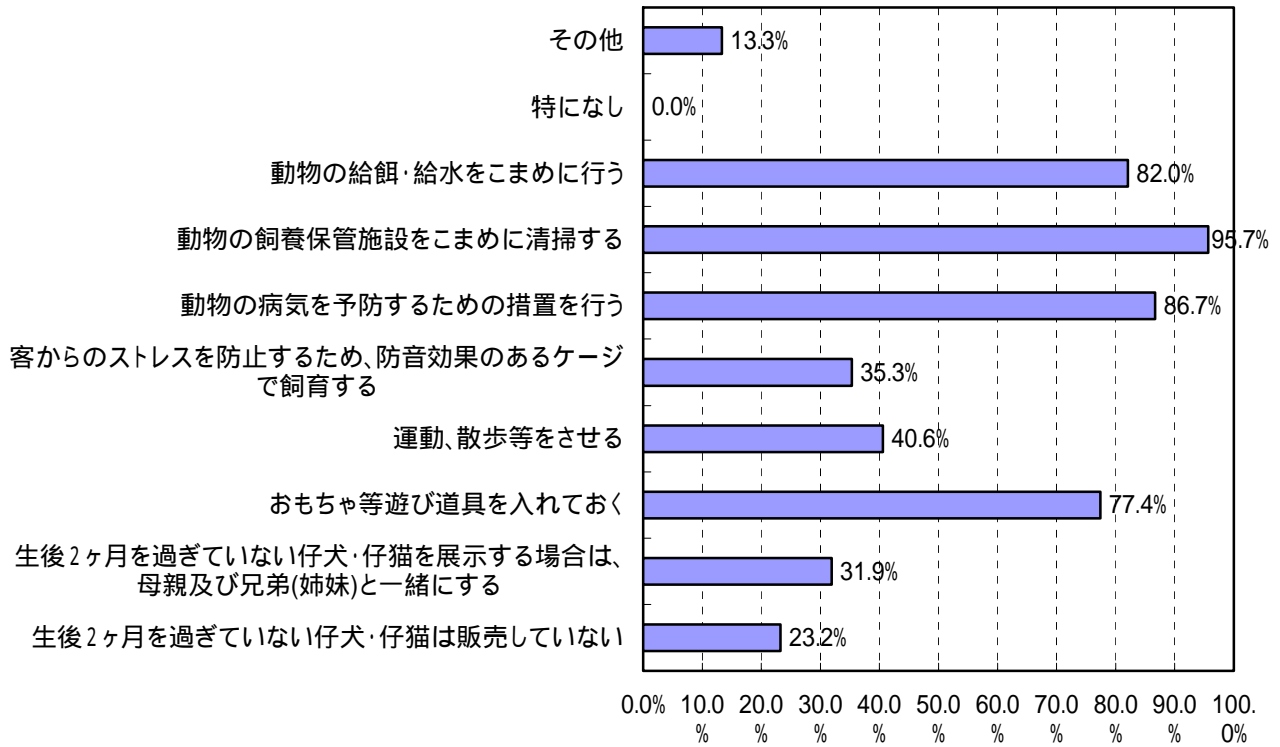
ワクチン接種済み証明書の添付



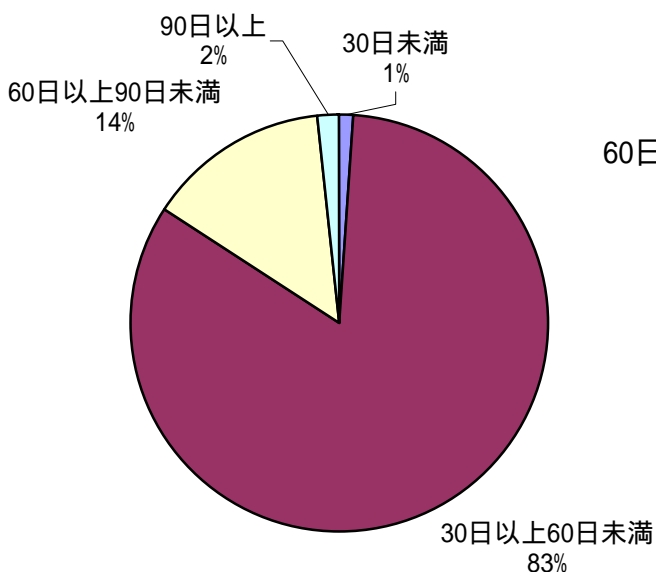
ワクチン接種を行わないことの説明



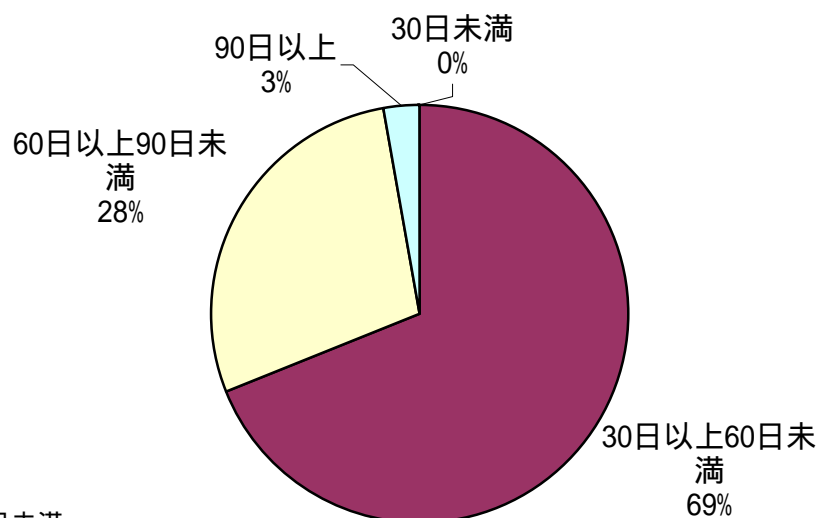
販売時に気をつけていること



親兄弟との飼育期間（犬）



親兄弟との飼育期間（猫）



同胎犬（きょうだい犬）と一緒に展示販売の例



注：写真中の犬は、約9週齢のミニチュアダックスフンド
クマのぬいぐるみは、おもちゃとして入れてあるもの

<参考>

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

第3条（動物の管理の方法等）

- 一 動物の種類、習性等に応じた飼養が行われるように、次に掲げる方法により管理を行うこと。
 - イ 飼養する動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じた給餌及び給水を行うこと。
 - ロ 異種又は複数の動物を同一飼養施設内で飼養する場合には、飼養する動物の組合せを考慮し、過度な動物間の闘争の発生を避けるようにすること。
 - ハ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物については、隔離するなど過度なストレスがかからないようにすること。
- 二 親子共に飼養するなど、幼齢な動物の健全な育成及び社会化に努めること。
- 二 飼養する動物の衛生の確保並びに疾病及びけがの予防措置を講じるに当たっては、次に掲げる方法により管理を行うこと。
 - イ 新たな動物を飼養施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間他の動物と接触させないようにすること。
 - ロ 飼養する動物の疾病及びけがの予防並びに寄生虫の防除等日常的な健康管理に努めるとともに、動物が疾病にかかり又は負傷した場合には速やかに必要な処置を行うこと。

- ハ 必要に応じて獣医師による診療及びワクチン接種が行われるようにすること。
- ニ 飼養施設及び設備又は器具の清掃や消毒を定期的に行うとともに、飼養する動物の排泄物その他の廃棄物を適正に処理すること。
- ホ ねずみ及びはえ、蚊等の害虫の進入を防止するとともに、必要に応じて駆除すること。
- ヘ 動物の死体は速やかに適正に処理すること。
- ト 飼養する動物を輸送する場合には、衛生管理及び事故防止に必要な措置を講ずること。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、その飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。

また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。

ウ 捕獲後間もない動物、他の施設から譲り受けた、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触若しくは展示又は販売若しくは貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講ずること。

エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。

オ 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮した収容を行うこと。

カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。

キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物又は高齢な動物については、隔離又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

第4 個別基準

2 販売

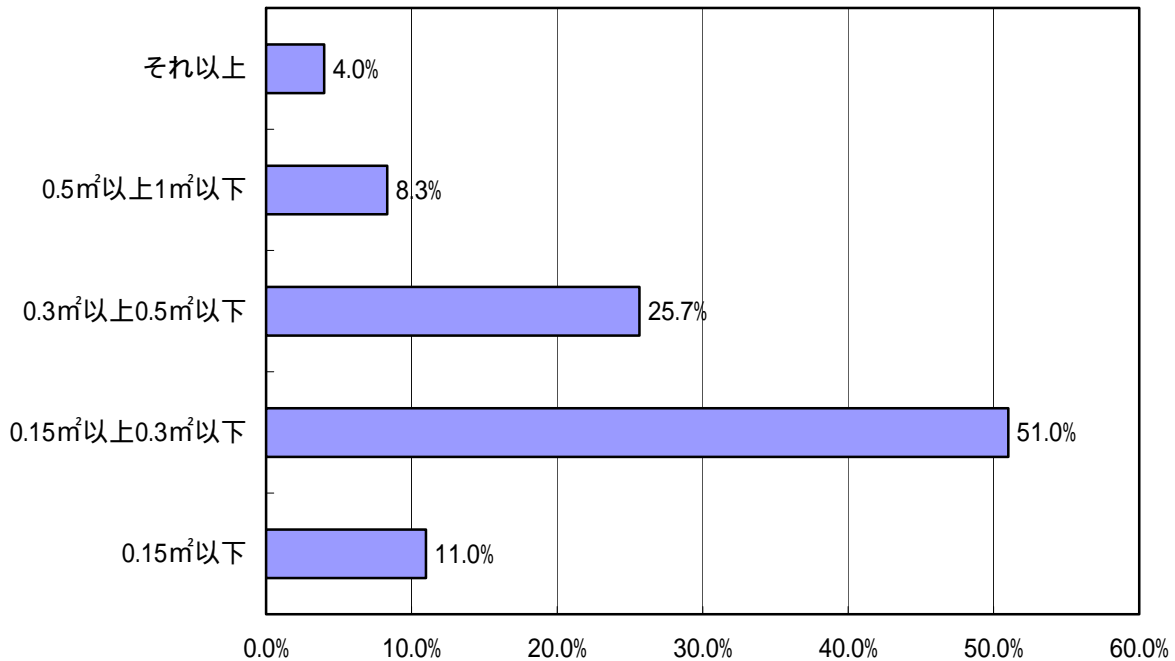
(3) 販売方法

オ 必要に応じて、ワクチンの接種後に販売するとともに、その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また、ワクチン接種済みの動物を販売する場合には、獣医師が発行した証明書類を添付すること。

飼育環境

小型から中型犬の仔犬（生後2ヶ月程度）のケージの大きさを聞いたところ、半数の店舗が0.15㎡以上0.3㎡以下と回答し、4分の一の店舗が0.3㎡以上0.5㎡以下と回答。

ケージの大きさ（中・小型犬：仔犬）



< 参考 >

動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準

第2条（飼養施設の構造）

- 一 飼養する動物の種類及び習性等に応じた使用場所を確保するため、次の要件を備えていること。
 - イ 個々の動物が自然な状態で立ち上がり、横たわり、羽ばたくなど日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を有すること。
 - ロ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えていること。
 - ハ 過度なストレスがかからないような温度、通風及び明るさが保たれる構造であり、又はそのような状態に保つための設備を備えていること。
- 二 屋外又は屋外に面した場所にあつては、日照及び風雨等を遮る設備を備えていること。
- ホ 疾病にかかり若しくは負傷した動物又は妊娠中若しくは幼齢な動物を育成中の動物を必要に応じ適切に隔離できる設備を備えていること。

展示動物の飼養及び保管に関する基準

第3 共通基準

(2) 施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。

イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

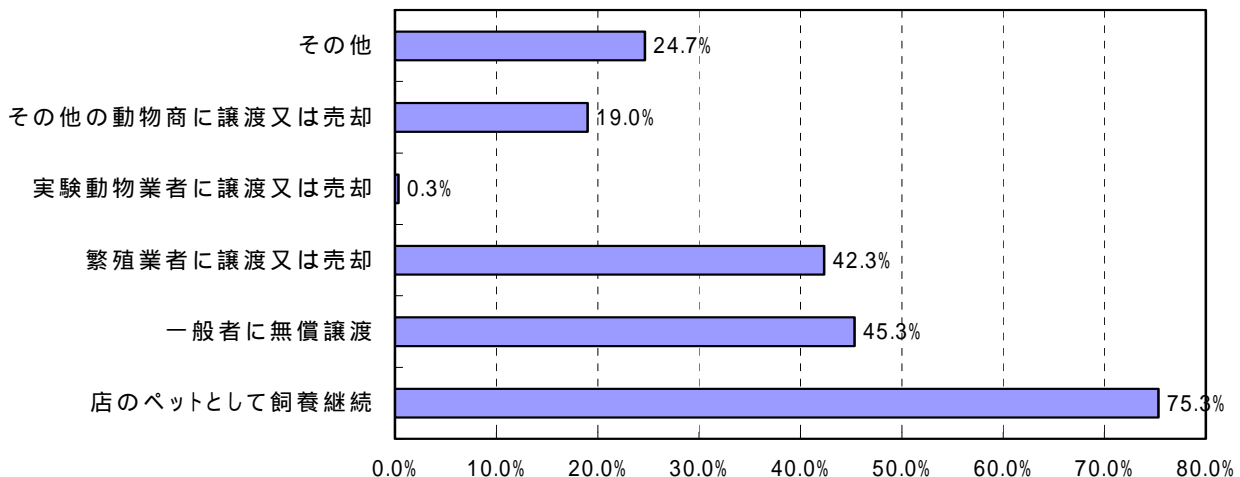
ウ 過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。

エ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

売れ残り動物の取扱い

店頭で売れなかった動物の取扱いについては、「店のペットとして継続飼養」がもっとも多かった。（複数回答）



その他の具体的内容：

完売するので前例なし、注文販売・卸売のため前例なし、低価格で販売、社員に販売、市場に販売、自家繁殖用、オークション、レンタル用、里親を募集、訓練犬など

< 参考 >

展示動物の飼養及び保管に関する基準

第1 一般原則

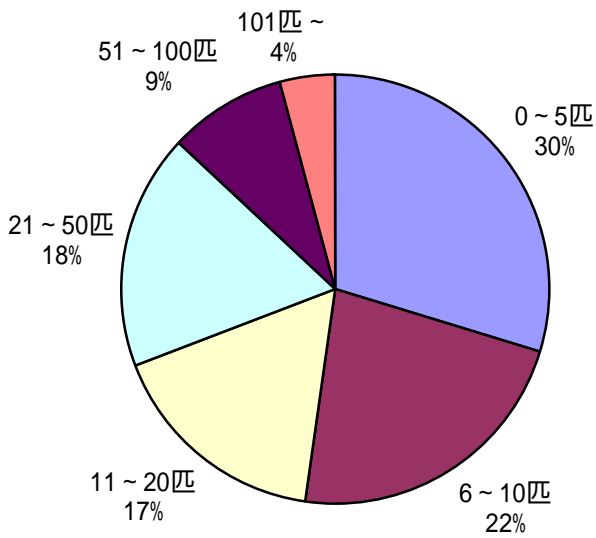
4 終生飼養等

管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法をとるとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

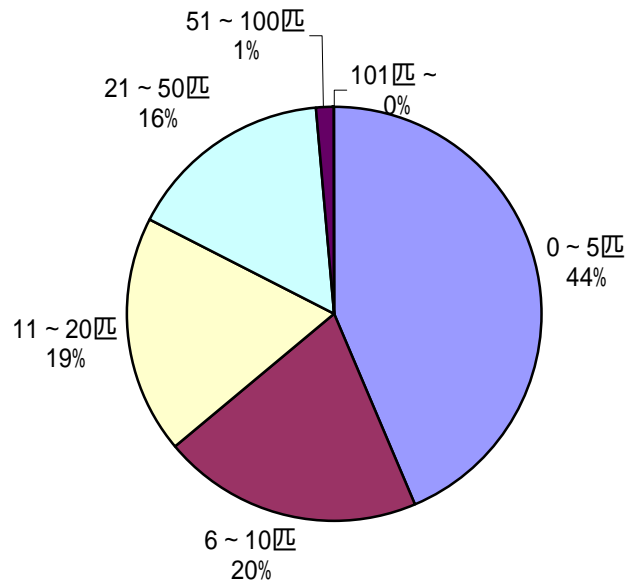
繁殖について

過去1年間に販売用動物の繁殖を行った店舗に、1頭あたり年に何回繁殖させているか聞いたところ、2回未満と回答した店舗が約9割であった。

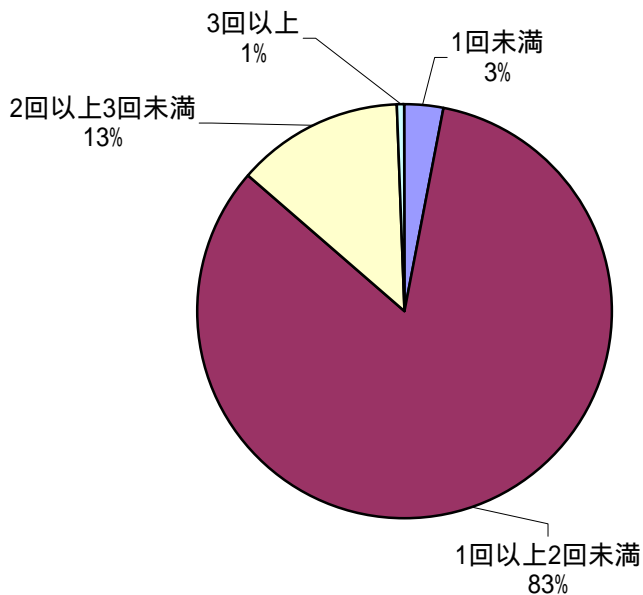
繁殖メス犬の頭数



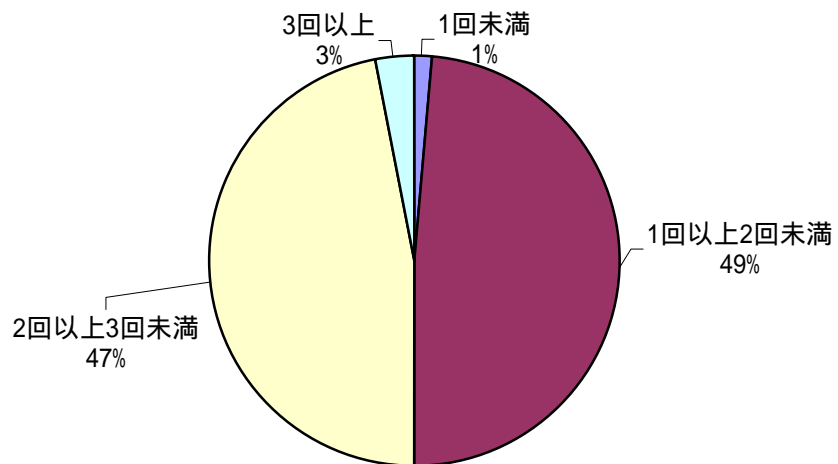
繁殖メス猫の頭数



繁殖回数（犬）



繁殖回数（猫）



< 参考 >

展示動物の飼養及び保管に関する基準

第4 個別基準

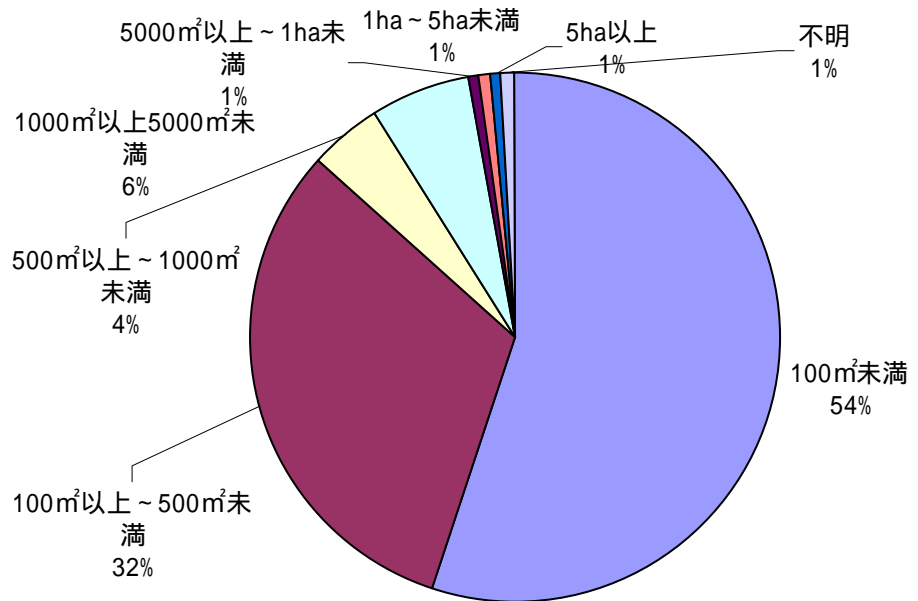
2 販売

(2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物、幼齢な動物又は高齢な動物を繁殖の用に供さないこと。また、みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け、その繁殖の回数を適切なものとすること。

(2) 貸出

施設の規模



貸出形態

ペットレンタル、撮影用タレント貸出、繁殖用派遣等が該当するが、最近では、ペットを飼えない都市住民をターゲットとしたペットレンタルがマスコミ等で話題となっている。

貸出料金の例

| お散歩犬お泊り犬 | 小型犬、中型犬 | 大型犬 |
|------------|---------|---------|
| お散歩犬(1時間) | 1.000円 | 1.500円 |
| お泊り犬(1泊2日) | 10.000円 | 15.000円 |
| お泊り犬(2泊3日) | 16.000円 | 20.000円 |
| お泊り犬(3泊4日) | 20.000円 | 25.000円 |
| (以降1泊延長に付) | 5.000円 | 5.000円 |

レンタル犬との散歩風景

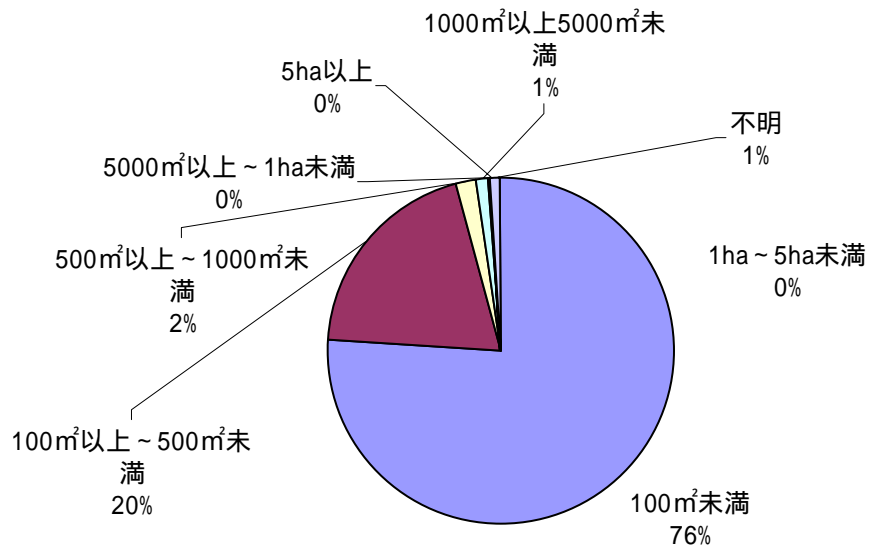


レンタル店



(3) 保管

施設の規模



保管施設の形態

単体としてのペットホテルや動物病院が併設しているペットホテル等がある。

ペットホテルの料金体系（例）

| | |
|------------------------|------------------|
| 小型犬・猫 | 3000 円 |
| 中型犬 (7kg 以上) | 4000 円 |
| 大型犬 (20kg 以上) | 5000 円 |
| フェレット・ウサギ (飼育ケージ有り) | 3000 円 2000 円 |
| 小鳥・ハムスター等 | 1500 円 |

大型犬用の部屋の例



中・小型犬用の部屋の例

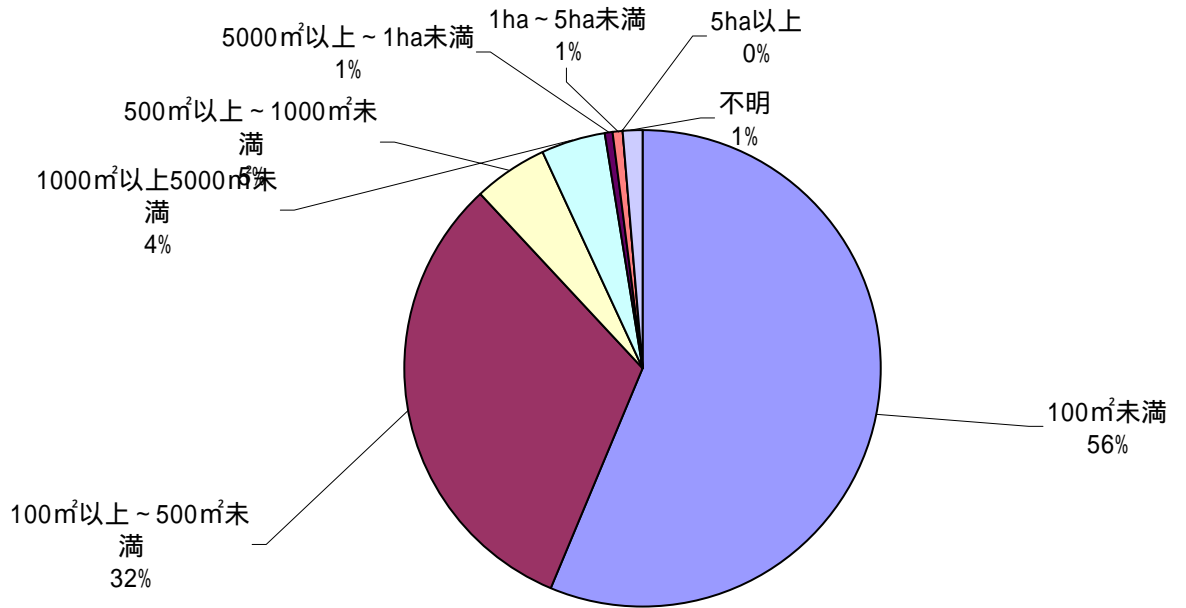


猫用の部屋の例



(4) 訓練

施設の規模



訓練施設としては、ペット犬の訓練施設などがある。

料金体系の例（家庭犬訓練）

| | | |
|-------|-----------------|--------------------------------|
| 預かり訓練 | 84,000円（1ヶ月・1頭） | 1日2～3回訓練士がしつけ訓練 ・超小型犬～レトリバー |
| 通い訓練 | 5,000円（1回2時間） | 1家族で2頭以上連れてきても同料金 |

訓練風景

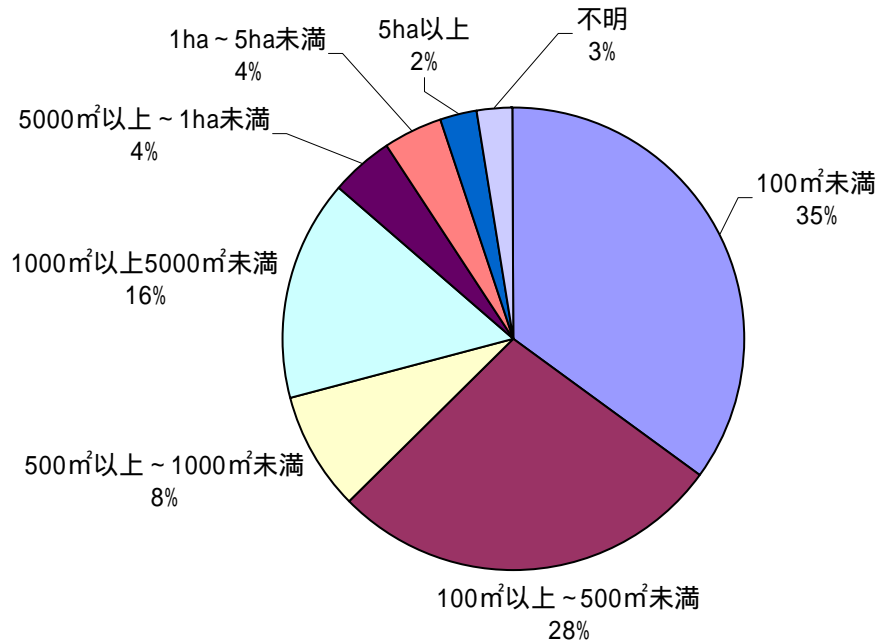


犬舎内部

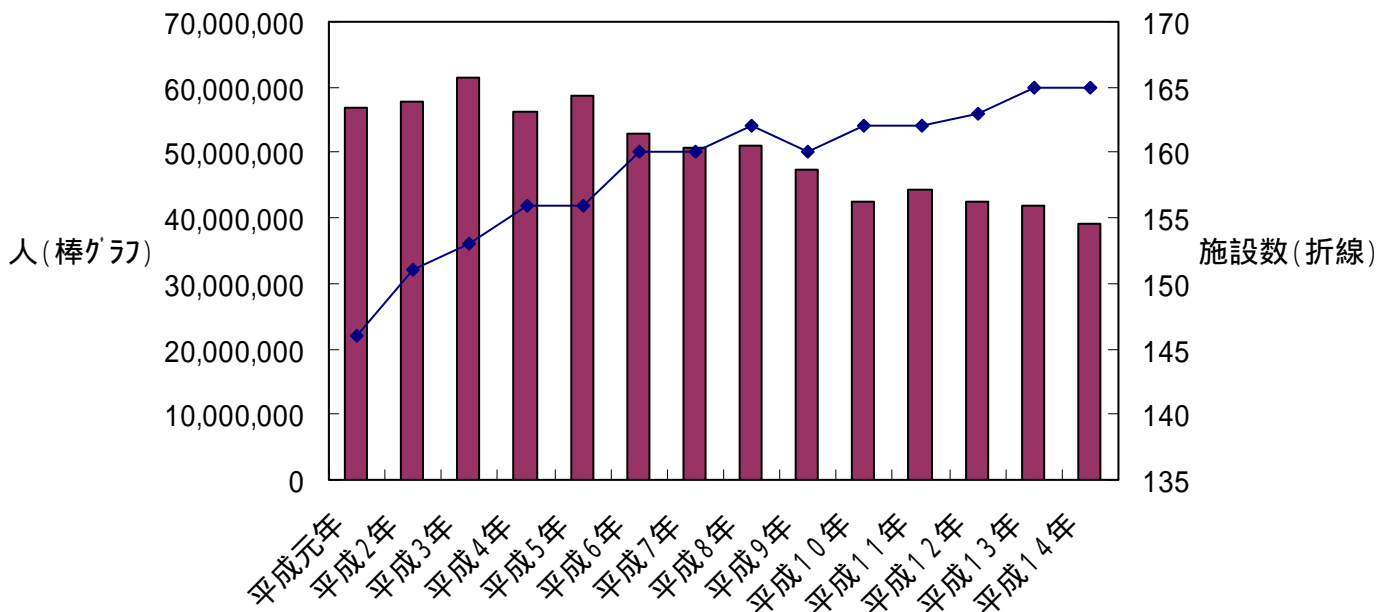


(5) 展示

施設の規模

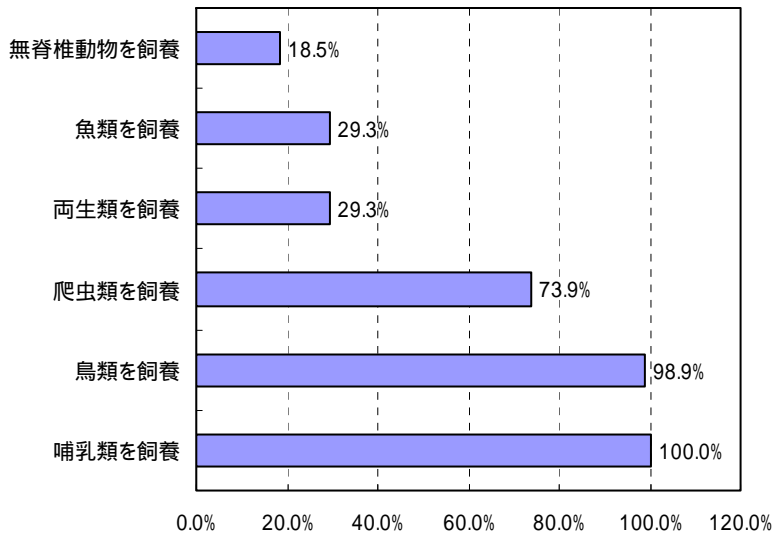


動物園・水族館入園者数及び施設数



* 日本動物園水族館協会加盟園のみの統計である

飼養動物（動物園）



| 動物種 | 総飼育数 | 備考 |
|-------|-------|--------|
| 無脊椎動物 | 216 | 17園で飼育 |
| 魚類 | 724 | 27園で飼育 |
| 両生類 | 208 | 27園で飼育 |
| 爬虫類 | 1,094 | 68園で飼育 |
| 鳥類 | 4,203 | 91園で飼育 |
| 哺乳類 | 3,584 | 92園で飼育 |

近年の状況の変化

ア) 動物とのふれあい及び体験学習ニーズの高まり

動物園等において実施しているプログラムのうち、「動物とのふれあい」を取り入れたものが約4割、「飼育体験」や「観察会・実験」を取り入れたものが約3割を占めている。また、観光牧場や犬・ねこのふれあい活動ができる施設などのレクリエーション施設も出現してきている。



イ) 動物園の意義・役割の変化

欧米においては、18世紀後半から動物学の研究・教育を主目的とする近代動物園が設立され、動物を展示する博物館としての役割を果たしてきた。しかし、自然破壊等により生物多様性が脅かされるに至り、自然の保全活動に積極的な役割を果たすことが要請されるようになってきている。

一方、我が国では、動物園は19世紀末に商業性・娯楽性の強い施設として作られたが、第二次世界大戦後は、教育、レクリエーション、自然保護、研究の社会的機能を持つとされてきた。近年は、世界的な生物多様性保全のニーズの高まり等を受け、「教育（環境教育等）」と「自然保護（種の保存等）」が大きな役割となりつつある。

* 参考

新・世界環境保全戦略

1991年に、国際自然保護連合（IUCN）が、国連環境計画（UNEP）、世界自然保護基金（WWF）とともに「新・世界環境保全戦略」を発表し、動物園を「野生動物種の生息地外での保全施設」として位置づけた。

生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）

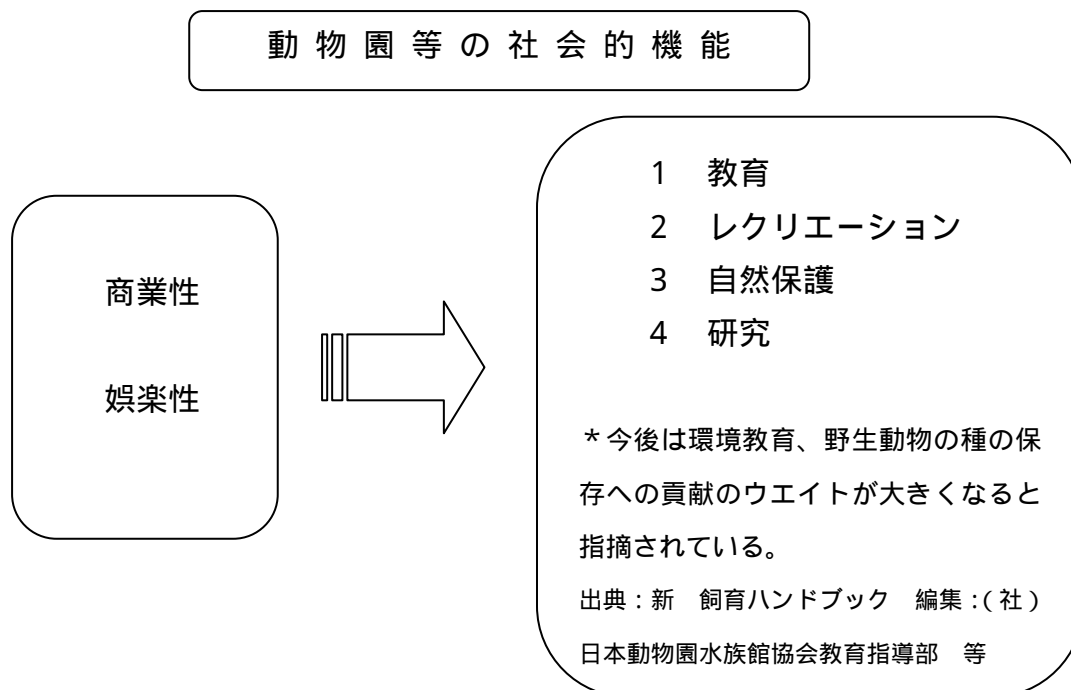
1992年に国連環境開発会議（地球サミット）において生物多様性条約が採択され、その中で、生息域外保全のための措置等が明確にされた。

世界動物園保全戦略

1993年に、世界動物園機構（IUDZG）及び国際自然保護連合（IUCN）/種の保存委員会（SSC）/飼育下繁殖専門家集団（CBSG）は、「世界動物園保全戦略」を策定し、動物園・水族館が、生息地外での生物多様性保全に果たす役割等をより明確にした。

動物園における野生動物の飼育に関するEU指令

1999年に欧州連合議会は、「動物園における野生動物の飼育に関するEU指令」を制定し、加盟国は生物多様性条約に基づき野生動物の保護や生物多様性を保全することを規定した。（COUNCIL DIRECTIVE 1999/22/EC of 29 March 1999）



ウ) 環境エンリッチメントとは

環境エンリッチメントとは、動物園等における物理的環境（ケージや運動場、玩具といった施設等そのものの側面）及び社会的環境（同種他個体や飼育者（ひと）との関わり）を、動物本来の生活に近づけることにより、飼育動物の生活の質の向上を図ろうとするものである。

1990年代初め、米国において始められたもので、日本の動物園に取り入れられるようになったのは1990年代後半のことであり、現在多くの動物園で積極的に環境エンリッチメントが行われるようになっている。

* 参考

（社）日本動物園水族館協会編 新飼育ハンドブック動物園編 3 概論分類生理生態
「異常行動等を解決するために飼育環境の質の向上を図ることであり、動物が心身ともに健康的で十分にその能力を発揮した生活をおくることや動物の福祉について強く意識したもの」

松沢哲郎：動物福祉と環境エンリッチメント、どうぶつと動物園 51 1999
「動物福祉という理念のもとに、心理学的幸福（という客観的に測定可能な目標）を実現するためにおこなう、飼育環境を豊かにする試み」

ボルネオオランウータン飼育場



レッサーパンダ飼育場



撮影場所：いずれもよこはま動物園（ズーラシア）